



平成 26 年 8 月 20 日

各 位

会社名株式会社ネクステージ
代表者名代表取締役社長 広田 靖治
(コード番号：3186 東証マザーズ)
問合せ先取締役管理本部長 安藤 弘志
(TEL. 052-979-6531)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 20 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は、付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の判断に基づき引受けが行われるものとなります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社が掲げる中期経営計画及び 2020 年ビジョン（売上高 2,000 億円、経常利益 100 億円）達成に向けて、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の中期経営計画において、あらかじめ定める事業目標を達成した場合にのみ権利行使を可能とするものであり、新株予約権の対象となる当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容となっております。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数 10,025,700 株に対し最大で 13.4%（総議決権数に対し 13.4%）の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

13,440 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,344,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、500 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が、算出した結果を参考に決定したものである。プルータスは、取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値 560 円/株、株価変動性 54.24%、配当利回り 1.01%、無リスク利子率 0.353%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 560 円/株、満期までの期間 8 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。当社は、第三者評価機関の算出した評価額を基に検討した結果、本件払込金額と本件評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 560 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年3月1日から平成34年10月20日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は平成27年11月期または平成28年11月期のいずれかの期において、経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)又は(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた

新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

- (a) 経常利益が 18 億円を超過した場合 行使可能割合：20%
- (b) 経常利益が 25 億円を超過した場合 行使可能割合：40%
- ② 前号にかかわらず、新株予約権者は平成 27 年 11 月期乃至平成 32 年 11 月期のいずれかの期において、経常利益が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
 - (a) 経常利益が 30 億円を超過した場合 行使可能割合：60%
 - (b) 経常利益が 50 億円を超過した場合 行使可能割合：80%
 - (c) 経常利益が 100 億円を超過した場合 行使可能割合：100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 26 年 10 月 21 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組

組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 10 月 31 日

9. 申込期日

平成 26 年 9 月 19 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役、当社監査役及び当社従業員並びに当社子会社従業員

567 名 13,440 個

(内訳) 当社取締役 4 名 (4,200 個)、当社監査役 2 名 (200 個)、
当社従業員 551 名 (8,900 個)、当社子会社従業員 10 名 (140 個)

11. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権は、その一部につきまして、当社の支配株主である当社代表取締役社長広田靖治に対して割り当てられる予定であるため、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との取引等」に該当しております。

(1) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本新株予約権は、予め社内で定められた規則及び手続きに基づいて決議しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件につきましても、上記のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

なお、本新株予約権の発行に関する本日開催の当社取締役会において、代表取締役社長広田靖治は、利益相反を回避するために本件審議に参加せず、かつ決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

(2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本日開催の取締役会決議に際し、支配株主との間に利害関係を有しない社外監査役(独立役員)である春馬学氏から本日、以下の理由により、本件については少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

- ① 同氏の職責が当社業績の向上であることが明らかであること。
- ② 本新株予約権が当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大に対する一層の意欲や士気の向上を目的として付与されること。
- ③ 社内で定められた規則及び手続きに基づき発行されていること。
- ④ 本新株予約権の発行内容及び条件の決定方法等について指摘すべき事項がないこと。

(3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社が平成26年2月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は、以下のとおりであり、本新株予約権の発行は、この方針に則って決定しております。

「当社の支配株主は、当社代表取締役である広田靖治であります。当社は基本的に関連当事者取引はしない方針ですが、取引を行う際には当社が定める関連当事者取引管理規程

に則った運用を行う社内管理体制が構築されております。また、取引を実行する際には関連当事者取引管理規程に則って事前の取締役会決議が必要であり、取引額に応じて有価証券報告書に記載する必要があります。

当社は、少数株主保護の観点から、上記の運用によって牽制をかけ、少数株主保護を実現していく方針であります。」

以上